

青森県報

第二千三百二十九号

平成十六年
五月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定

家畜伝染病の発生

保安林の指定

右 同

右 同

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出

公 告

青森県徴税吏員証の無効

特定非常利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

大規模小売店舗の変更の届出

県営土地改良事業計画の決定

右 同

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良事業の工事の完了

土地改良区の役員の就任及び退任

公安委員会

型式の検定適合遊技機

(保健衛生課) 一

(畜産課) 一

(林政課) 二

(同) 二

(同) 二

(出納課) 三

(税務課) 三

(県民生活課) 三

(政策課) 三

(経営振興課) 四

(農村整備課) 五

(同) 五

(中地方農林事務所) 五

(北地方農林事務所) 六

(上地方農林事務所) 六

(西地方農林事務所) 六

(水産事務所) 六

(生活保安課) 七

告 示

示

青森県告示第三百九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のりた調剤薬局 どんぐりこどもクリ ニツク	五所川原市字布屋町五六の二 むつ市中央二丁目五の五	平成一六・四・一 一六・五・六
あい薬局	青森市大字浜田字豊田一九八の一	"

青森県告示第三百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	東津軽郡今別町	平成一六・五・六

青森県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字横内字八重第六〇（次の図に示す部分に限る。）、「字前岳一の二、一の三、一の五、大字四ツ石字里見三四九の五〇、三四九の五九、三四九の六〇、三四九の七〇から三四九の七五まで、三四九の八六、三四九の八七、三四九の九二から三四九の九七まで、三四九の一〇四から三四九の一〇九まで、三四九の一〇一、三四九の一〇三、三四九の一〇五、三四九の一〇六、三四九の一〇八、三四九の一〇九、三四九の一〇一、三四九の一〇二、三四九の一〇三、三四九の一〇四、三四九の一〇五、三四九の一〇六、三四九の一〇七、三四九の一〇八、三四九の一〇九、三四九の一四八から三四九の一五八まで

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡風間浦村大字易国間字大川目一の二・五一の二一・五一の二二・五一の二一・五一の二七まで、五一の二〇・五一の二三・五一の三三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡岩崎村大字正道尻字小磯一五地先・二九地先・三〇地先・三一地先・三

三の二地先・三四地先(以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、大字久田字下倉七七から八一まで、八三、字桐の沢一―一五

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百九十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年四月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市白銀五丁目一―の一

清水 總吉

公 告

青森県徴税吏員証の無効

次の青森県徴税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県徴税吏員証 (賦課徴収に関する 質問及び検査)	名 称	発行番号	発行 年月日	紛失した 者の所属 職及び氏 名	紛失 年月日	紛失場所
		第一八九六号	平成十五年 七月一日	青森県税 事務所 主事 芳賀 暁	平成十六年 三月二十一 日から同年 四月二十六 日の間	青森市内

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年五月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろさき未来

三 代表者の氏名

福士 昌治

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松森町六六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、不特定多数の市民に対して、人に優しい在宅福祉サービスの提供を行うとともに、雇用の場の提供等による就労

支援を行うことによつて、市民が心身ともに地域とのつながりを実感できる優しさと安らぎのある社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
有限会社花十路 青森市中央二丁目一の二〇 代表取締役 奥田義則	株式会社ニユーステップ 東京都中央区新川二丁目二の 一五 代表取締役 高田覚司	平成 一四・一〇・二九
株式会社大内屋 宮城県仙台市青葉区一番町三丁	削除	一五・四・二〇

目五の二二
代表取締役 大内友幸

株式会社エステール
東京都新宿区住吉町八の二二
代表取締役 丸山朝

一五・六・六

株式会社ジェイゾーン
東京都千代田区神田錦町二丁目
代表取締役 上山静一

削除

一五・八・二四

株式会社ボク乃オモチャ
青森市堤町二丁目一の二一
代表取締役 秋元泰

削除

一五・八・二五

株式会社タツミヤ
東京都八王子市日堯町二丁目三
二の二三
代表取締役 曲淵恵美子

削除

一五・九・九

コロちゃん株式会社
岐阜県恵那市大井町二七一一の
一四二
代表取締役 小竹守

削除

一五・九・二〇

株式会社赤ちゃん本舗
大阪府大阪市中央区南本町三丁
目の二一
代表取締役 伊藤宏

削除

一五・九・二四

有限会社日本メディア
岩手県盛岡市加賀野字七四の二
代表取締役 野中薫

削除

一六・三・二六

四 届出年月日

平成十六年五月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年五月二十一日から同年九月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、駒込地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年五月二十四日から同年六月十八日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、小

沢地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年五月二十四日から同年六月十八日まで

三 縦覧の場所

平内町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月二十一日

中南方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	齋藤章	南津軽郡平賀町大字新館字藤巻三五の一	平成 一六・四・二〇就任
"	小林辰雄	大字本町字村元七五	"
"	瀧本祐一	大字大光寺字二早稲田四	"
"	六の二	"	"
"	工藤長紀	大字杉館字宮元一一九の	"

土地改良事業の工事の完了

監事	田中功靖	二	大字冲館字宮崎一六七の	〃
〃	小笠原紀昭	一	弘前市大字薬師堂字熊本一五の一	〃
〃	奈良文夫	〃	大字乳井字乳井四八の一	〃
〃	阿部守喜	一	南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の	〃
〃	小山内勝廣	〃	平賀町大字柏木町字東田一三六	〃
〃	須々田政喜	〃	大字小和森字松村八〇	〃
〃	小山内勝廣	〃	大字大光寺字二村井八一	〃
〃	工藤昭善	〃	弘前市大字石川字石川一一六の五	〃
〃	赤平源逸	一	南津軽郡平賀町大字高畑字熊沢一三五の	〃
理事	菊池武	〃	大字小和森字松村七六	一六・四・一九退任
〃	斎藤章	〃	大字新館字藤巻三五の一	〃
〃	対馬禎	〃	大字柏木町字柳田一〇七	〃
〃	小林辰雄	〃	大字本町字村元七五	〃
〃	瀧本祐一	〃	大字大光寺字二早稲田四	〃
〃	工藤長紀	〃	大字杉館字宮元一一九の	〃
〃	田中功靖	〃	大字冲館字宮崎一六七の	〃
〃	小笠原紀昭	〃	弘前市大字薬師堂字熊本一五の一	〃
〃	奈良文夫	〃	大字乳井字乳井四八の一	〃
〃	阿部守喜	一	南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の	〃
〃	小山内勝廣	〃	平賀町大字大光寺字二村井八一	〃
〃	工藤嘉一郎	〃	弘前市大字石川字村元七五	〃
〃	赤平嘉吉	〃	南津軽郡平賀町大字高畑字熊沢九四の一	〃

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十一日

上北地方農林水産事務所長 岩 淵 肇

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
沢田川原	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業）	平成一五・三・二五
北平	〃	一五・五・三〇
金沢平	ため池等整備事業	一六・三・三三
天間ダム	〃	〃
六戸中部	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一五・一〇・一五
有戸	〃	一五・三・一九

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月二十一日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員別の氏名	住所	就任及び退任年月日
理事 福沢一男	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎二六の七	平成一六・四・七就任
〃 吉田信正	〃 大字轟木字亀ヶ崎一一二	〃

吉田清喜	木村輝之	黒滝雅久	谷川廣明	長尾一義	野呂万蔵	石沢常男	大沢一夫	吉田正身	平岡栄	福沢一男	吉田信正	吉田末吉	野呂清作	吉田清喜	石沢俊作	黒滝義一	黒滝勇一	石沢常男	平岡与七郎	吉田正身	吉田良市
九七	八七	四一	一〇八	七九	九六	九六	九五	一六	二六	二六	四一	七一	七一	九七	一〇	二七	二八	九六	八九	一六	七八
大字追良瀬字塩見崎八七	大字追良瀬字塩見崎一〇八	大字追良瀬字塩見崎七九	大字追良瀬字塩見崎九六	大字追良瀬字塩見崎九六	大字追良瀬字塩見崎七九																
六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
吉田清喜	木村輝之	黒滝雅久	谷川廣明	長尾一義	野呂万蔵	石沢常男	大沢一夫	吉田正身	平岡栄	福沢一男	吉田信正	吉田末吉	野呂清作	吉田清喜	石沢俊作	黒滝義一	黒滝勇一	石沢常男	平岡与七郎	吉田正身	吉田良市

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR新銭形くんR	タイヨーエレクトリック株式会社
"	CR新銭形くんX	"
"	CR新銭形くんSS	"
"	CR駒王伝説M	豊丸産業株式会社
"	CR駒王伝説S	"
"	CR駒王伝説V	"
"	CR駒王伝説K	"
"	CRモンスターオーケストラ3	株式会社竹屋
"	CRモンスターオーケストラ5	"

"	"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
マツリドウラク	ジュエルパニックハイパー	ジュエルパニック 30	CR三極乱舞SB	CR三極乱舞MB	CRばちんこドカベンKR2	CRばちんこドカベンVR1	CRばちんこドカベンXR1	CRばちんこドカベンMR1	CRジャングルビートX	CRジャングルビートGS	CRジャングルビートVS	CRフランキードッグFJ	CRフランキードッグFX	CRフランキードッグMX	CR雀帝倶楽部AW	CR花火	CR花火BW
"	"	岡崎産業株式会社	"	株式会社ニユーギン	"	"	"	京楽産業株式会社	"	"	株式会社ソフィア	"	"	マルホン工業株式会社	"	"	株式会社ミズホ

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭

"	"	"	"
ファイバー夏祭り	マジックバー1 30	デジフラッシュ	マジックバー1
株式会社ビスティ	"	"	ベルコ株式会社